

賃上げに向けた国等の支援一覧

1. 賃金引上げに関する支援

令和7年7月31日

① 業務改善助成金

《厚生労働省》

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440
(平日 9:00～17:00)
又は京都労働局雇用環境・均等室 TEL 075-241-3212

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_00260.html

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター TEL 03-6281-9821
(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

《財務省》

問い合わせ先：日本政策金融公庫 TEL 0120-154-505

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/keiei/workstyle.html>

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 働き方改革推進支援助成金

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局雇用環境・均等室 TEL 075-241-3212

<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/subsidy.html>

労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（3%～7%以上）に応じて助成上限額の加算もあります。



⑥ 固定資産税の特例措置

《中小企業庁》

問い合わせ先：

＜先端設備等導入計画の作成等について＞ 先端設備等の導入先の京都府下各市町村の先端設備等導入計画担当課（「先端設備等導入計画 市町村名」で検索）

＜税制について＞ 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口

TEL 03-6281-9821(平日9:30～12:00、13:00～17:00)

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tokurei/kotei_shisan.html

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑦ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

《中小企業庁》

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 TEL 03-3501-1957

(平日9:30～12:00、13:00～17:00)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑧ 中小企業経営強化税制

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター TEL 03-6281-9821

(平日9:30～12:00、13:00～17:00)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka_zeisei.html

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。



⑨ 中小企業省力化投資補助金

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター TEL 0570-099-660
(平日9:30～17:30)

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。



⑩ 中小企業成長加速化補助金【NEW】

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業成長加速化補助金事務局
TEL 0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)

https://seisansei.smrj.go.jp/subsidy_guide/subsidy_info/growth_acceleration_subsidy.html

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

《中小企業庁》

問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL 050-3821-7013
(平日10:00～17:00)

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。



⑫ 小規模事業者持続化補助金

《中小企業庁》

問い合わせ先：

(1) <商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 (問合せ先は所在地によって異なるため、URL をご参照ください。)

(2) <商工会議所の管轄地域で事業を営む方> TEL 03-6634-9307

(1) https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

(2) <https://r6.jizokukahojokin.info/>

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

(1)



(2)



⑬ サービス等生産性向上IT 導入支援事業費補助金

《中小企業庁》

問い合わせ先：サービス等生産性向上IT 導入支援事業事務局 TEL 0570-666-376

<https://it-shien.smri.go.jp/>

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX 等に向けたIT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。



⑭ 事業承継・M&A補助金

《中小企業庁》

問い合わせ先：事業承継・M補助金事務局 TEL 050-3145-3812

<https://jsh.go.jp/>

事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A 時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A 後のPMIに係る専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。



3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑮ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

《中小企業庁》

問い合わせ先：中小企業庁取引課 TEL 03-3501-1669

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。



⑯ パートナシップ構築宣言

《中小企業庁》

問い合わせ先：

＜「宣言」の内容について＞ 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765

＜「宣言」の提出・掲載について＞（公財）全国中小企業振興機関協会

TEL 03-5541-6688

<https://www.biz-partnership.jp/>

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



⑰ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

《公正取引委員会》

問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室 TEL 03-3581-3378

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。



⑱ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

《中小企業庁》

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 TEL 03-3501-1669

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankoju.html>

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



⑲ 官公需情報ポータルサイト

《中小企業庁》

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 TEL 03-3501-1669

<https://www.kkj.go.jp/s/>

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。



⑳ 価格交渉に役立つ各種支援ツール

《埼玉県》

問い合わせ先： 埼玉県産業労働部産業労働政策課 TEL 048-830-3702

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html>

価格転嫁と収益の相関関係が企業ごとに分かりやすく表示される『収支計算シミュレーター』と、価格交渉を行う際にエビデンス資料として活用できる『価格交渉支援ツール』が、無料でダウンロードでき、中小企業・小規模事業者の価格交渉に使用できます。



4. 資金繰りに関する支援

㉑ セーフティネット貸付制度【NEW】

《厚生労働省》

問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） TEL 0120-154-505

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



㉒ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）【NEW】

《厚生労働省》

問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

㉓ 建設事業主等に対する助成金

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。



㉔ 人材確保等支援助成金

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。



②⑤ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



②⑥ 人材開発支援助成金

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin.html

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。



6. より高い処遇への労働移動等への支援

②⑦ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.html>

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。



②⑧ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737_00001.html

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。



②⑨ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html

ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇い入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。



③⑩ 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

《厚生労働省》

問い合わせ先：産業雇用安定助成金コールセンター TEL 0120-603-999
京都労働局助成金センター TEL 075-241-3269

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成（上限額8,635円／1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。



7. 中小企業向け支援制度＜京都府版＞

③⑪ 中小企業向け支援制度＜京都府版＞（京都経済センター 中小企業応援センターとりまとめ）

<https://ouen-kyoto.com/wp/wp-content/uploads/2025/05/ec48419ff0627e4de9f504e8128c538a.pdf>

中小企業の皆様に対する国や京都府等の現時点の主な支援制度の概要を取りまとめています。



8. 相談窓口

③⑫ よろず支援拠点

《中小企業庁》

問い合わせ先：京都府よろず支援拠点 TEL 075-315-1055
（平日8:30～17:00 京都府産業支援センター内）

<https://kyoto-yorozu.jp/>

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。



③③ 下請かけこみ寺

《公正取引委員会》

問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会

（下請かけこみ寺フリーダイヤル TEL 0120-418-618）

京都産業 2 1 お客様総合相談窓口 TEL 075-315-8660

<https://www.ki21.jp/consultation/shitaukesoudan/>

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。



③④ 働き方改革推進支援センター

《厚生労働省》

問い合わせ先：京都働き方改革推進支援センター

TEL 0120-417-072（平日9:00～17:00）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>

「京都働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。



③⑤ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

《中小企業庁》

問い合わせ先：ミラサポplus コールセンター TEL 050-5370-4340

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

